

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第5回）議事録

■日時 平成29年11月20日（月）午後3時30分～午後4時27分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳会長、平手第二部会長、池本委員、佐々木委員、寺島委員、西川委員、宮越委員

■議事内容

1 審議

「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）
建設事業」特例環境配慮書に係る項目別審議

⇒ 土壌汚染、地形・地質及び史跡・文化財について審議を行った。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第5回）

速 記 録

平成29年11月20日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午後3時30分開会)

○池田アセスメント担当課長 お待たせいたしました。ちょっと時間が過ぎましたけれども、始めたいと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、第二部会委員11名のうち、7名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○平手第二部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいらっしゃいますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○平手第二部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら、退室されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業」特例環境配慮書に係る項目別審議とその他となっております。

それでは「東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業」特例環境配慮書に係る項目別審議を行います。

初めに土壌汚染について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 分かりました。

それでは、皆様、お手元にあります緑色の特例環境配慮書ですが、これに沿って御説明をしたいと思います。

それでは、この特例環境配慮書の、まず186ページをご覧ください。こちらは土壌汚染でございます。

まず、調査事項として、土地利用の履歴、あるいは土壌汚染の状況、法令による基準などについて調査を行っております。

調査地域でございますが、これは計画道路及びその周辺。

調査方法としては、既存資料の収集、あるいは関係法令による基準などについて整理をしております。

調査結果をご覧ください。

今回、計画道路の範囲内なのですが、こちらは環境確保条例で規定する工場であるとか、あるいは指定作業場等が存在していることは確認されております。しかしながら、現時点ではこの事業用地が未取得であるため、土地利用の履歴などの状況の調査は、今後、事業着手の際に実施するとしてございます。

それでは、188ページをご覧ください。こちらは計画道路周辺に汚染の除去が必要な土壤汚染対策法に基づく要措置区域は存在しておりません。しかしながら、この188ページの表10.3-1、一番上にある表なのですが、この表10.3-1に示すとおり、形質変更時要届出区域が3か所存在してございます。

そのうち、この真ん中にあります港区港南二丁目、指-611号。こちらにつきましては、この1つ前の187ページの図をご覧くださいと分かりますとおり、JRの敷地の中に形質変更時要届出区域を含む敷地が、計画道路がこの形質変更時要届出区域を貫くような形で存在しております。

それでは、再び188ページにお戻りください。こちらの真ん中にございます土壤汚染の状況で、東京都環境局の「形質変更時要届出区域台帳」というものがございますが、これによりますと、この港区港南二丁目については、鉛及びその化合物の含有量基準及び溶出量基準、フッ素及びその化合物、六価クロム化合物の溶出量基準の超過が確認されているところでございます。この台帳によりますと、平成26年10月1日から平成28年2月28日までの予定で汚染土壤の掘削除去を含む土地の形質変更が行われているものと考えられますが、この特例環境配慮書の提出時点、平成28年10月時点なのですが、この時点では形質変更時要届出区域は解除されてございません。

その他の区域については、現時点では、事業用地のほうが未取得でありますため現地調査が実施できないといった状況でございます。事業の実施に当たりましては、土壤汚染対策法の4条及び東京都の環境確保条例第117条に基づく手続を行いまして、その内容を事後調査において明らかにしていくとしてございます。

それでは、少し飛びまして195ページをご覧ください。こちらは予測でございます。

予測事項なのですが、工事の施行に伴う汚染土壤の新たな土地への拡散の可能性の有無と

してございます。

予測の対象時点なのですが、こちらは工事の施行中としてございます。

予測地域で、計画道路及びその周辺としてございます。

予測結果につきましては、評価の結果とあわせて後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、少し飛びまして197ページをご覧ください。こちらは環境保全のための措置でございます。

まず、予測に反映した措置なのですが、形質変更時要届出区域で掘削工事を行う場合には、土壤汚染対策法第12条に基づく届け出を行うなど、適切に対処するとともに、その内容を事後調査において明らかにしていくとしてございます。

その他の区域につきましては、工事に先立ち土壤汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づきまして手続・調査を行うとしています。その調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、この土壤汚染対策法であるとか、あるいは環境確保条例に基づく「汚染拡散防止計画」を作成し、関係機関と調整を行った上で拡散防止措置を実施するとしてございます。それとともに、その内容を事後調査において明らかにしていくとしてございます。

続きまして、真ん中にあります評価でございます。

まず、環境影響の程度で、この評価の指標としては、新たな土地に土壤汚染を拡散させないこととしてございます。

今回、特例環境配慮書ということで、A案、B案を策定した白金台区間と、1案である高輪・港南区間。こちらを分けて予測及び評価をしてございます。

このうち、計画地の西側にある白金台区間につきましては、形質変更時要届出区域を通過していませんので、この環境影響の程度がそれぞれ、白金台区間と高輪・港南区間とで少し異なっております。

評価の結果でございますが、まず白金台区間で、こちらの表にありますとおり、予測結果では、こちらには形質変更時要届出区域が存在しないために、工事に先立ち土壤汚染対策法と環境確保条例に基づく手続・調査を行うとしております。その調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には「汚染拡散防止計画」を作成し、汚染防止措置を実施するとしてございます。

そのため、評価の指標とする新たな土地に土壤汚染を拡散させないことを満足するとしてございます。

次に、計画の東側です。高輪・港南区間についてで、予測の結果では、こちらは計画道路

が土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域を通過するようになってございます。この区域に当たっては掘削工事を行う場合には、土壌汚染対策法第12条に基づく届け出を行うなど、適切に対処するとしてございます。

高輪・港南区間のその他の区域においても、白金台区間と同様に、やはり工事に先立ち土壌汚染対策法と環境確保条例に基づく手続・調査を行うとしてございます。

そのため、こちらについても、評価の指標とする新たな土地に土壌汚染を拡散させないことを満足するとしてございます。

それでは、198ページをご覧ください。こちらは、環境配慮目標の達成の程度に対する配慮の程度です。こちらに関しましては、計画段階アセスの環境配慮書であったり、あるいはこの特例環境配慮書に記載される事項で、東京都環境影響評価条例の第11条で規定されております。この計画の策定に当たり、遵守する基準のレベルの設定については、ここにありますとおり「東京都環境基本計画」の環境の確保に関する配慮の指針などと整合を図るとしてございます。

それでは、皆様のお手元にこういう「東京都環境基本計画」というものがございませうでしょうか。こちらの118ページをご覧ください。「環境の確保に関する配慮の指針」ということが記載されております。

ここの第1配慮の指針の位置付けというものがございませうが、東京都環境基本条例において、行政のみならず、都民や事業者などあらゆる主体が、あらゆる分野の活動において環境配慮に取り組むための考え方ということで示されてございます。

引き続きまして、この基本計画の122ページをご覧ください。こちらの2段目の配慮項目に化学物質、土壌汚染などによる環境リスクの低減という欄がございませうが、この配慮項目に対してそれぞれ手法が載っております。

それで、都市づくりにおける配慮及びその手法などというふうに、ここで5つほどポツがありますが、その中の2つ目です。土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、合理的な土壌汚染対策を行うとしてございます。

では、再び特例環境配慮書の198ページにお戻りください。こちらにあります表の環境配慮目標が先ほどの指針に書いてあった、土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、合理的な対策を実施するということが記載されてございます。今回の環境保全のための措置なのですが、土壌汚染対策法とか環境確保条例に基づく手続や調査を行い、対処するということがございませうので、この目標に対する達成の程度として妥当であると考えらるとしてござ

います。

説明は以上となります。

それでは、資料1-1をご覧ください。

こちらをご覧くださいますと、都民の主な意見はございませんでした。

関係区長の意見としては、次の2ページ目をご覧ください。品川区長から汚染土壌を搬出する際には関係法令に基づき、特定有害物質等の飛散等を防止するための措置を講じてくださいということがございます。

事業者のほうからは、事業の実施により汚染土壌を搬出する必要がある場合には、特定有害物質などの飛散などを防止するため、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に遵守した手続や拡散防止措置を行うという見解をいただいております。

以上を踏まえまして、今回、佐々木委員と項目検討を行いましたところ、今回は、「意見なし」とさせていただいております。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、佐々木委員、何か補足することはございますでしょうか。

○佐々木委員 今回の土地のうち、高輪・港南地区については、もう既に汚染があつて、形質変更時要届出区域ですので、それは土壌汚染対策法の4条ですとか環境確保条例の117条に基づいて適切に対応していただければと思っております。

また、白金台地区のほうは、まだ土地をこれから取得ということですので、取得後にはしっかりと地歴調査をしていただいて、汚染のおそれがある場合には飲用井戸の有無も含めて、法・条例に基づいて適切に対応していただければと思っております。

以上です。

○平手第二部会長 それでは、御質問等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

今後、白金台地区が用地が取得できた場合、このアセスメントに関してですけれども、その後の手続はどういう形で進められるのでしょうか。

○真田アセスメント担当課長 この後は事後調査報告を行うこととなりますが、その中で実際、土壌汚染対策法だとか環境確保条例に基づく手続について、どういうふうに行われていったか。その状況については、事後調査において明らかにしていくとさせていただきます。

○平手第二部会長 分かりました。

それでは、ほかに何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、特に御意見がないようですので土壤汚染につきましては意見なしとさせていただきます。

次に、地形・地質について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、地形・地質でございます。特例環境配慮書の199ページをご覧ください。

まず、現況調査の調査事項でございます。こちらは高輪・港南区間において計画道路が急傾斜地崩壊危険箇所を通過するため、工事の施工中及び完了後において、斜面等の安定性に影響を及ぼす可能性があるということで、地形や地質の状況、土地利用の状況、法令による規制などについて調査をすとしてございます。

調査地域につきましては、高輪・港南区間におきましては計画道路が通過する急傾斜地崩壊危険箇所などとしております。

調査方法につきましては、既存資料の調査、あるいは現地調査によるとしてございます。

それでは、201ページをご覧ください。調査結果でございます。

まず、既存資料調査なのですが、計画道路が通過する急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、200ページの図をご覧ください。こちらの図に示した国道15号、第一京浜のちょっと西側にありますが、この図で言うと、ちょうど真ん中にあります①です。こちらがちょうど台地の端っこに位置しているということであるために、ここに傾斜地がございます。

それでは、また201ページにお戻りいただきまして、現地調査で、計画道路が通過する急傾斜地崩壊危険箇所、この①の斜面なのですが、高さが大体7m～8m程度でございます。斜面の下は擁壁構造となっております、その斜面の上は土壌が堆積して広葉樹が生育しているというところでございます。地表面の亀裂や崩壊などといったことは特に確認をされておられません。

202ページの図10.4-2をご覧ください。こちらは急傾斜地崩壊危険箇所の平面図となっております。この図で言いますと、下のほうに計画道路というネズミ色の部分がありますけれども、このすぐ左側に、方位で言うと西側に高輪プリンスホテルがあるとなっております。この計画道路から東側にかけて急斜面を形成しているということでございます。

続きまして、203ページ、図が3つほどありますが、ご覧ください。この急傾斜地崩壊危険箇所の断面図となっております。

まず、1つ目のA-A'断面図というものはいわゆる高輪公園のほうから計画道路を見た断面

図でございます。この図で言いますと、右側に高輪プリンスホテルがあるという位置関係にはなっています。この図にありますとおり、下のほうは擁壁で、途中のほうから樹林のある斜面となって、ちょうど、この斜面を登り切ったところに計画道路がつくられるといったものでございます。

下のB-B' 断面図というものは西側から見た断面図で、こちらも下のほうには擁壁があり、斜面に樹林がある。

C-C' 断面図につきましては、これは高輪公園のほうから計画道路を見た図になっておりまして、こちらも擁壁と斜面で、こちらは図のほうに、上にちょっと見えますけれども、宅地となっております。家の図がちょっと見えると思います。

それでは、また201ページにお戻りください。ここで法令による基準等でございますが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害防止法、地すべり等防止法及び宅地造成等規制法により指定された区域は存在してございません。

ただし、次の202ページをまたご覧いただけますでしょうか。この202ページの図に書いてありますが、青い線で囲まれた部分の急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、土砂災害防止法に基づき指定されたものではございませんが、今後、土砂災害防止法に基づき指定される土砂災害警戒区域であるとか、あるいは土砂災害特別警戒区域に指定される可能性があるということで、この赤いラインとか黄色のラインのほうに指定される可能性があるとしてございます。

では、202ページをご覧いただきたいのですが、計画道路であるとか、あるいはその周辺の土砂災害警戒区域であるとか、土砂災害特別警戒区域の、202ページですとそれぞれ指定予定になっておりますけれども、現時点ではまだ確定はしておりませんというものでございます。

それでは、204ページをご覧ください。予測でございます。

まず「(1) 予測事項」としては、工事の施行及び計画道路の存在による斜面などの安定性の変化の程度としてございます。

予測の対象時点としては、工事の施行中及び完了後としております。

予測地域は、現況調査と同じとなっております。

予測結果につきましては、評価とあわせて後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、205ページをご覧ください。205ページの真ん中からちょっと上のほうなのですが環境保全のための措置でございます。

工事の施行中において予測に反映した措置といたしましては、工事に先立ち地質調査を実

施の上、急傾斜地斜面及び掘削面安定のため「道路土工－仮設構造土工指針」といったものに基づく山留工法を採用するとしておきまして、杭の支持層としての強度が十分満たされている地層の適切な深さまで打設し、計画地内の急傾斜地を掘削する。これによって、急傾斜地の斜面及び掘削面の変形を抑止するため、斜面等の安定性は確保できるものと考えているとさせていただきます。

また、工事の施行に当たりましては、斜面の安定性に配慮し、斜面の状態を監視しながら工事を実施するとしておきます。

次に、工事の完了後におきましては、予測に反映した措置として、地形・地質への影響を最小限に食いとめるための措置として、事業の実施に当たっては、地質調査等を実施し「道路土工－擁壁工指針」に基づく強固な擁壁等を設置し、計画地内は盛り土などにより造成するとしてさせていただきます。

また、擁壁の構築が完了した後、一定の期間は目視などにより急傾斜地斜面の状況をモニタリング、確認するとしてさせていただきます。

それでは、207ページをご覧ください。評価でございます。

まず、環境影響の程度で、評価の指標は、斜面等の安定性が確保されることとしてさせていただきます。

今回、特例環境配慮書となっておりますのでA案、B案を策定した白金台区間と、1案である高輪・港南区間を分けて予測及び評価をしてさせていただきます。

白金台区間につきましては、高輪・港南区間と異なり、急傾斜地崩壊危険箇所を通らないことから、環境影響評価項目として選定をしてございません。

予測結果では、計画道路は、都が指定する急傾斜地崩壊危険箇所を通過するといったことから、地質調査等を実施して、急傾斜地斜面及び掘削面安定のために「道路土工－仮設構造土工指針」に基づく山留工法を採用して、杭の支持層としての強度が十分に満たされている地層の適切な深さまで打設して、計画地内の急傾斜地を掘削するとしてさせていただきます。これにより、急傾斜地斜面及び掘削面の変形を抑止するとしてさせていただきます。

また、工事の施行に当たっては、斜面の安定性に配慮し、斜面の状態を監視しながら工事を実施するとしてさせていただきます。

次に、工事の完了後につきましては、予測結果では、工事の完了後には、斜面の道路端にコンクリート製の土留擁壁が設置されますが、事業の実施に当たっては地質調査等を実施し「道路土工－擁壁工指針」、日本道路協会というところが発行しておりますが、それに基づ

く強固な擁壁などを設置して、計画地内は盛り土などにより造成するとしてございます。

したがいまして、工事の施行中及び工事の完了後において、評価の指標とした、斜面等の安定性が確保されることを満足するとしてございます。

続きまして、208ページをご覧ください。こちらは、環境配慮目標の達成の程度に対する配慮の程度でございます。環境配慮目標といたします、周辺地域のさまざまな環境影響に配慮した施設の設置、影響をより少なくするよう計画するとなっております。

こちらにつきましては、やはり先ほどと同じように「東京都環境基本計画」の122ページをご覧くださいいただけますでしょうか。122ページの配慮項目の騒音・振動・悪臭対策等のところの対策、手法の一番下に、土地利用や都市開発に当たっては、周辺環境を十分に調査検討し、周辺地域の様々な環境影響に配慮して、施設の立地を考える。また、影響をより少なくするよう計画する明記してございますが、これと整合を図るとしてございます。

今回の環境保全のための措置なのですが、それぞれ「道路土工－擁壁工指針」であるとか、あとは「道路土工－仮設構造物工指針」。こういったものに基づき、きちんと施行するということですので、この目標に対する達成の程度として妥当と考えるとしてございます。

説明は以上となります。

それでは、資料1-2をご覧ください。

今回、この地形・地質につきましては、都民の主な意見及び関係区長の意見、それぞれございませんでした。

以上を踏まえまして、宮越委員と項目検討を行った結果、「意見なし」とさせていただいてございます。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、宮越委員、何か補足することはございますでしょうか。

○宮越委員 高輪・港南区間の一部に、急傾斜地を通るということで、今、御説明いただいたとおりなのですが、各種指針に基づいて工事していただけるということですので、私から特段申し添えることはありません。

また、工事後も一定期間、目視により安全を確認するという事なので、これは大事なことでと思いますので、こちらも適切に行っていただきたいと思います。

○平手第二部会長 それでは、私のほうから質問なのですが、206ページの計画道路断面図という真ん中の図がございますね。これは上の図の断面図、左側から見ている図ですね。計画道路の垂直に切っているところ。

○真田アセスメント担当課長 はい。そうです。

○平手第二部会長 このあたりの場所では、一番段差が出てくるのが、202ページの図を見ていただいて、A-A' 断面で、このAのほうが、これが左右が逆になっているわけなのですが、AがA' と比べて7m落ちているという状況ですね。

そうすると、先ほどの206ページの上の図からしてみますと、ここの断面図は比較的、まだ盛り土が少ないところなのではございますけれども、その後、急に盛り土をいっぱいしなければいけない。要するに、この206ページの上の図でいきますと、この断面図の線を例えば、この図上で1cmあるいは1.5cm右にずらすと、ここのところに擁壁が7mぐらい必要な場面が出てくるのではないかとと思われるのですが、ここの一番段差があるところ、要するに計画道路の方向性上の一歩段差があるところをとっていない。

そうすると、この図は一般的な断面を示したのですがと書いてありますが、ここで言う一番危なそうなところの図が描かれていなくて、ちょっと手前のところが描かれてあるというのがちょっと私としては納得しがたい面があるのではございますけれども、いろいろちゃんと工事はしますと、ここは文言では書かれておりますが、その辺の図示の仕方として多少いかななものだろうかという気はするのです。

○真田アセスメント担当課長 そうですね。下のほうの計画道路側面図のイメージのほうだと約7mというふうにはなっておりますけれども。

○平手第二部会長 これは側面ですね。

○真田アセスメント担当課長 はい。側面のほうではなっています。

○平手第二部会長 だけれども、断面図で出てくるのですね。

○真田アセスメント担当課長 はい。断面図のほうで言いますと。

○平手第二部会長 今、言ったところで。

○真田アセスメント担当課長 そうです。先生のおっしゃるとおり、要は今、階段があるところが一番段差が大きくなるところであります。

○平手第二部会長 この階段というのは、ここの階段なのですか。この階段ではないでしょうか。

今の絵の階段は、結果的になくなってしまう。要するに現状のものですから、道路がつけられればそこは盛り土で消えてしまうのではないですか。

○真田アセスメント担当課長 はい。

○平手第二部会長 だから、この階段というのは別に一般論を示しているだけであって、別

にこの場所のことを言っているのではないのではないかと思うのですが、その辺のところは分からないところがあるので、もう少しこのあたりは慎重に表現していただくとよかったですと思うのです。

この後、その向こう側が橋梁ですから、橋になっているわけですね。

○真田アセスメント担当課長 はい。そうです。

○平手第二部会長 だから、どこかで段がすごくあって、それでここから先は橋ということですから、こここのところに必ず大きい擁壁が出てくるはずなのです。その記述が余り、その部分には、ちゃんと全体として工事をやりますと書かれていますけれども、そのあたりの図示がされていないので、一番問題になりそうなところが書かれていないところがちょっと問題ではないかということです。

○真田アセスメント担当課長 承知いたしました。その辺は、より段差が大ききところで図示をして、分かりやすいように表現をしたい。事業者のほうと調整して、表現できるなら表現したいと思います。

○平手第二部会長 よろしく願いいたします。

それでは、ほかに何か御質問はございますでしょうか。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 ちょっと話がそれてしまうかもしれないのですが、これら指針の中で、今、私が別の仕事のところで関係している、例えば温暖化に伴う集中豪雨とかで、そういうところの影響が配慮されているのかなというのがちょっと気になって、今、その仕事の中では、私、廃棄物処理施設関係なのですが、そういう施行したところとそうではないところの接続点とか、今後、温暖化に伴って、特に都内とかでゲリラ豪雨とか集中豪雨とかが増えてもろくなってきてしまう、洗掘が起きてしまうとか、そういったことをちょっと心配しているもので、そういったところの配慮もされているのかなというところをもし分かれば教えていただけたらと思ひまして、私、御質問しました。

○真田アセスメント担当課長 すみません。一応、擁壁を築造する場合には、こういう構造物上の力に対する安全性もそうなのですが、よくあるのは擁壁に水抜き穴を設けて、崩壊しないようにするといったことについては通常行っているようなことですが、ここに特に記載されていませんでしたけれども、そういったものを記載できるかどうか、事業者のほうと調整はしたいと思います。

○平手第二部会長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、いろいろありました意見を事務局のほうから指導いただくということで意見なしとさせていただきます。

次に、史跡・文化財について、事務局から説明をお願いいたします。

○真田アセスメント担当課長 それでは、特例環境配慮書の291ページをご覧ください。史跡・文化財でございます。

まず、調査事項で、文化財の状況、あるいは埋蔵文化財の状況、法令による基準等としております。

それで、少し戻りまして、111ページをご覧ください。111ページには、この計画道路の周辺における指定登録文化財の位置がプロットされておりますけれども、一応、計画道路及び周辺には、この図にありますとおり、指定登録文化財については確認されておられません。

それでは、また291ページにお戻りください。今回の調査地域なのですが、高輪・港南区間におきまして計画道路が通過する周知の埋蔵文化財がございます。

それにつきましては、292ページをご覧ください。292ページの埋蔵文化財位置図のところに計画道路の黒い点線がありますけれども、このちょうど真ん中にNo.6ということで、飯山藩本多家屋敷跡というものがございます。一方、西側の白金台のほうにつきましては、埋蔵文化財がないために、調査地域としてございません。

それでは、また291ページにお戻りください。調査方法につきましては、既存資料の収集であるとか整理に基づく埋蔵文化財包蔵地の状況、あるいは関係法令による基準などを整理しているところでございます。

調査結果でございます。

まず、埋蔵文化財包蔵地の状況なのですが、計画道路が通過する周知の埋蔵文化財包蔵地、先ほどの信濃飯山藩本多家屋敷跡となっております。

法令による基準等といたしましては、埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発行為を実施する場合には、文化財保護法に基づき埋蔵文化財発掘の届出を東京都の教育委員会、あるいは港区の教育委員会に提出することが義務づけられてございます。

また、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財が発見された場合には、その現状を変更することなく、都の教育委員会や区の教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき、適切な措置を講じる必要がございます。

それでは、293ページをご覧ください。こちらは予測でございます。

まず、予測事項としては、工事の施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としてございます。

予測の対象時点といたしましては、工事の施行中としてございます。

予測地域は、現況調査と同様としてございます。

予測結果につきましては、やはり評価の結果とあわせて御説明をさせていただきます。

293ページの下にあります環境保全のための措置でございます。

工事の施行中につきましては予測に反映した措置といたしまして、史跡・文化財の影響を最小限にとどめるため、これから申します環境保全措置を講じることとしてございます。

まず、周知の埋蔵文化財包蔵地における工事に先立っては、文化財保護法に基づき埋蔵文化財発掘の届出を都の教育委員会、あるいは区の教育委員会へ提出し、適切な措置を講ずることとしてございます。

また、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財を発見した場合には、その現状を変更することなく、都の、あるいは区の教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき、適正に対処することとしてございます。

それでは、294ページをご覧ください。評価でございます。

環境影響の程度ですが、評価の指標としては文化財保護法等の規定を遵守することとしてございます。

評価の結果なのですが、こちらも特例環境配慮書でございますので、先ほどと同様に白金台区間と高輪・港南区間と分けて予測・評価をしてございます。

このうち、西側の白金台区間につきましては、高輪・港南区間と異なって、埋蔵文化財包蔵地がございませんので、環境影響評価項目として選定をしてございません。

それでは、高輪・港南区間なのですけれども、工事の施行中につきましては、予測の結果では、計画道路は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「信濃飯山藩本多家屋敷跡遺跡」。この一部を通過するため、文化財保護法に基づき、適正な措置を講じるといたしております。

また、工事の施行中に未周知の埋蔵文化財を発見した場合にも同様に、適切な措置を講じることとしてございます。

したがって、評価の指標とした、文化財保護法等の規定を遵守すること。これを満足することとしてございます。

次に、環境配慮目標とする歴史的・文化的遺産が存在するところでは開発に当たって適切に保全という目標でございますが、これにつきましては、すみません、また「東京都環境基

本計画」の123ページをご覧くださいませでしょうか。

123ページの一番下の段です。景観形成・歴史的・文化的遺産の保全・再生の手法が並んでいる一番下のポツです。歴史的・文化的遺産が存在するところでは、開発に当たって、それらの適切な保全等を図るとしてございます。

今回の環境保全のための措置なのですが、工事の施行に当たっては文化財保護法あるいは文化財保護条例。こういったものの関係法令・条例に従って適切に対処するということから、この目標に対する達成の程度として妥当と考えるとしてございます。

説明は以上となります。

それでは、続きまして、資料1-3をご覧ください。

今回、都民の主な意見はございませんでした。

関係区長の意見につきましては、この資料の5ページをご覧ください。

品川区長から意見はございませんでした。

一方、港区長からは3つございました。

まず1つ目なのですが、計画地における、江戸時代に敷設された「三田上水」、その後身である「三田用水」に関連する遺産等（白金台三丁目12に一部残存）については、住民団体から保存に係る要望が提出されていますので、慎重に取り扱ってくださいというものです。

2つ目につきましては、港区遺跡番号64の「信濃飯山藩本多家屋敷跡遺跡」（高輪三丁目13）については、文化財保護法に基づく手続きが必要となり、事前調査等の保護措置の対象になりますというものでございます。

3つ目につきましては、周知されている埋蔵文化財包蔵地以外の土地については、埋蔵文化財の有無が確認されていない箇所も多く存在すると考えられ、「港区埋蔵文化財取扱要綱」に基づき試掘調査の実施を指導する場合がありますので、必要に応じて区と協議してくださいというものでした。

1つ目の意見につきましては、事業者のほうからは、計画道路内に残存する「三田用水」に関連する遺産。これらにつきましては、工事に先立ち、港区の教育委員会と協議の上、取り扱いについて検討していきますという御見解をいただいております。

2つ目と3つ目の意見につきましては、それぞれ今回、特例環境配慮書の記載のとおり、関係条例あるいは法令に基づき適切に対処するというところでございます。

以上を踏まえまして、今回、寺島委員と項目検討を行いましたところ、今回は意見なしとさせていただきます。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、寺島委員、何か補足することはございますでしょうか。

○寺島委員 港区長からどっさりと意見が出されておりますけれども、環境配慮書と、先日、工事をされる方と一緒に現地を視察させていただきましたが、その際にも、慎重に埋蔵文化財あるいは「三田用水」等の文化遺産については、地元の港区教育委員会と協議してやっていただくということで、特に意見はないということにいたしました。

この港区長の意見の3番なのですけれども、現地を拝見したところ、大きなビルが既に建っている場所は埋蔵文化財がもう既に壊されている確率が高いのですが、見たところ、小さなといいますか、普通の民家が、まだ年代的にもかなり古い民家が相当建っております。そういう場所は江戸時代の武家屋敷の跡等が残っている可能性が比較的高いと思われまますので、ここに書かれているように、十分に注意して事業を行っていただきたいと思えます。

以上でございます。

○平手第二部会長 それでは、何か御質問がございましたら、お願いいたします。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 すみません。この292ページの6番のところだと思うのですが、こちらは、現況はどんな施設なのでしょう。

○真田アセスメント担当課長 292ページの6番なのですが、今、これは方位で言いますと、この敷地の北側には食品会社の研修施設というものがございます。それは、ホームページで見たのですが、江戸時代に当時の陸軍の大將という方が家を建てて、それを食品会社が買い取り、今、研修所として使っているということで、今、明治時代の建物が残されているという感じです。

一方、その南側に行きますと、形がえぐれているところがあるのですが、ここは昔の衆議院の宿舎があったところで、そこがあった建物は地下室があったような感じなので、ここはちょうどえぐられているような感じです。

その真ん中については、今、更地といった感じです。現状はそうなっています。

○平手第二部会長 それでは、ほかに何か。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 港区長から「三田用水」について要望が出ているようですけれども、これは292ページの図の中とかに該当するところがもう既に分かっている、きちんと対応するということなのでしょう。ここには記載がないようなのですが。

○真田アセスメント担当課長 今回「三田用水」につきましては、文化財としての登録はされていないので、こちらには載っておりませんが、一応、事業者のほうからは、先ほど私が申しましたとおり、港区の教育委員会と協議の上、取り扱いについては検討はしていくということを聞いております。

○平手第二部会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに特にないようですので史跡・文化財につきましては「意見なし」といたします。

本日、予定いたしました審議は、全て終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場してください。

(傍聴人退場)

(午後4時27分閉会)